

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 粉飾決算に関する取締役の責任

オリンパスの有価証券報告書の虚偽記載が問題となっていますが、非上場企業でも粉飾など決算書の虚偽記載は取締役の責任とされ、会社法の罰則の適用があります。

粉飾決算を行った取締役の責任

	取締役の責任	責任の内容	時効	根拠法令
民事責任	① 会社に対する損害賠償責任	損害賠償責任	10年	会社法第423条第1項
	② 第三者に対する損害賠償責任	損害賠償責任	10年	会社法第429条第1項
刑事責任	③ 違法配当	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5年	会社法第963条第5項第2号
	④ 虚偽文書行使等の罪	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5年	会社法第964条
	⑤ 特別背任罪	10年以下の懲役・1000万円以下の罰金	10年	会社法第960条第1項

① 取締役が粉飾決算に基づき違法に配当を行った場合や仮装経理により納税額が過大になった場合等、会社に損害を与えたときは、取締役は会社に対し連帯して損害を賠償すべき責任を負います。

② 粉飾決算に基づき借入を行い、その後債務不履行になるなど第三者に損害が生じたときは、第三者に対して連帯してその損害を賠償すべき責任を負います。尚、虚偽の計算書類を作成した当事者は、他の取締役に比べ責任を加重されています。

③ 粉飾決算に基づき配当を行った事により、会社財産を棄損した場合は、『会社財産を危うくする罪』（刑事罰）に問われます。

④ 株式、社債等の募集をするに当たり、粉飾決算に基づく計算書類により新株募集等を行った場合、『虚偽文書行使等の罪』（刑事罰）に問われます。

⑤ 取締役が背任行為を行った場合には、通常の背任罪より重い特別背任罪となります。返済意図がないにもかかわらず、取締役に対する貸付金として処理するなど、自己もしくは第三者の利益を図るため、又は会社に損害を加える目的をもって粉飾決算を行った場合、罪に問われます。未遂であっても罰せられます。

お見逃しなく！

1. 粉飾決算に直接関与していない取締役であっても、取締役相互の監視義務（会社法第362条）を負っているため、責任を追及される場合があります。
2. 取締役会設置会社では、取締役会において、計算書類の承認を得ますが、虚偽の計算書類を承認した取締役はもとより、決議を欠席した取締役も監視義務違反で損害賠償責任を追及される場合があります。
3. 監査役の監視監督義務は取締役の行為全てに及ぶため、監査役に対しても取締役と同様の責任が課されます。
4. 責任追及のリスクに備えるために、定款に責任限定条項を設けたり、役員賠償責任保険を利用する方法が考えられます。